

橿原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月11日（火）午後2時00分から午後2時55分

2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室

3. 出席委員（12名）

1番 安田 宗義（副会長）	2番 吉川 作衛
3番 石井 三智子	4番 蘆村 雅光（副会長）
5番 森田 尚子	6番 森川 千鶴子
7番 福田 茂（副会長）	8番 岡本 和久
9番 中川 眞一	10番 上田 逸朗（会 長）
11番 坂口 洋	12番 竹瀬 久晴

4. 欠席委員 1名 13番 堀田 雅三

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件

第3 第2号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件

第4 第3号議案 農地地目変換承認申請に関する件

第5 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件

第6 報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件

その他 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件

その他 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に関する件

その他 相続税の納税猶予に係る適格者証明願いに関する件

6. 会議の概要

事務局長

ただ今より、令和6年6月総会を開催いたします。
はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

上田会長 挨拶

議長（上田会長）

委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は12名であり、法定数に達しておりますので、これより令和6年6月の総会を開会いたします。なお、13番 堀田雅三委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは本日の議事日程を事務局から申し上げます。

事務局 議案書の議事日程を朗読

議長

これより日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名については、5番 森田尚子委員、並びに6番 森川千鶴子委員を指名いたします。

議長

日程第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は1議案1件でございます。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いいたします。

1番は、譲渡人から譲受人へ売買による所有権移転申請です。事務局からは以上でございます。

議長

第1号議案は、小委員会にかかっております。

それでは、1番の現地調査の結果説明を 蘆村副会長からお願いします。

蘆村副会長

1番は、雲梯町***の畑、510㎡は、市立金橋小学校から東約500mに位置し、**町の**
***氏が、**町の** **氏の成年後見人・** **氏から売買で譲り受けられるもの
です。小委員会で調査したところ、**氏は、農機具を所有され、耕作能力があることから、適
当であると思われまますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

では、地区担当農業委員の安田副会長さんご説明願います。

安田副会長

ただ今、蘆村副会長からの報告のとおり適切かと思えますので、ご審議のほど、よろしくお願
いします。

議長

以上で、第1号議案1番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明、
並びに地区担当農業委員さんからの説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第1号議案 1番の農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の
方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。よって、第1号議案1番は許可と決定いたしました。

議長

日程第3第2号議案、農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条農地転用許可申請に関する件は1議案3件です。

1番は、売買による所有権移転により、青空資材置場として転用したいと申請されたものです。申請地は、京奈和自動車道樫原北インターから300m以内に位置する近接地で、第3種農地であり、転用可能と考えます。転用による周辺農地への影響もないと認められ、許可の見込みがあると思われま

す。2番は、売買による所有権移転により、青空賃貸駐車場として転用したいと申請されたものです。申請地は、鉄道駅・近鉄畷傍御陵前駅から900mの範囲の区域にあり、宅地割合が40%を超えていることから第2種農地であり、許可の見込みがあると思われま

す。3番は、売買による所有権移転により、青空駐車場として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は、事業用施設が連たんしている区域に近接する区域であって、その規模がおおむね10ha未満の第2種農地に該当し、転用可能と考えますが、転用による周辺農地への影響について、隣地及び水利組合の同意は得られておりません。事務局からは以上です。

議長

第2号議案は、全て小委員会にかかっております。

なお、各案件の説明後、それぞれで採決したいと思います。

それでは、1番の現地調査の結果説明を、安田副会長からお願いします。

安田副会長

1番は、小槻町***の田、1,076㎡外1筆は、京奈和自動車道・樫原北インターから南西約180mに位置しており、八木町1丁目の株式会社**が、堺市北区の** **氏外2名から売買により所有権移転し、青空資材置場として転用したいと申請されたものです。適当であると思われま

議長

地区担当農業委員の坂口委員さんご説明願います。

坂口委員

ただ今の、安田副会長からの報告のとおり適切かと思しますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

以上で第2号議案 1番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地元担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願ひします。

－意見なし－

議長

それでは採決いたします。

第2号議案 1番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願ひします。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第2号議案 1番は許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長

続いて2番を福田副会長から、現地調査の結果説明をお願ひします。

福田副会長

2番は、田中町***の田、905㎡外3筆、2,937㎡は、私立ともえ学園から北西約400mに位置しており、内膳町1丁目の**株式会社が、**町の** **氏外2名から、売買により所有権移転し、青空駐車場として転用するため申請されたもので、31区画の賃貸駐車場として利用する計画です。

申請地は市街化区域との境に位置し、近隣に、教会や榎原リハビリテーション病院があり、教会の祭礼時や、病院職員の駐車場として利用できるよう、地元自治会から、協力依頼を受けているとの申し出があることから、駐車場の必要性は見込まれます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

地区担当農業委員の石井委員さんご説明願います。

石井委員

ただ今、福田副会長からの報告のとおりと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

この件につきましては、教会の祭礼時に協力の申入れがあるということでございます。追加説明を事務局長から申し上げます。

事務局長

現地調査に行かせていただき、近年耕作されていないことを確認しています。転用計画では、数筆にまたがる駐車場なんですけれども、盛土もしない現況の地盤高での駐車場を計画されています。市街化調整地域の中で、3,000㎡に及ぶ31区画の駐車場が、舗装もされず、周辺の構造物も設置されないということで、市街化区域に隣接しているとはいうものの、近隣の住民とか、教会さんとか、病院が、本当に要望されているのかの裏付けを示すものがないことと、市街化区域の街中で、例えば八木周辺で31区画が必要だというのは、少し異なる印象です。県からは、駐車場の必要性を「ここで、なぜ、これだけの台数が必要なのか」を問われます。構造物が設置されないとか、舗装されないとかいうことは、別の用途に転用される可能性もあると思われても致し方なく、今年の4月から、資材置場で転用許可が下りたら、いつの間にか太陽光に変わった等の事例が他の自治体であるようなので、そのようなことを未然に防ぐために、必要性や確実性の担保を何らかの形でとりたいと、許可の過程で県から求められます。そのようなことから考えますと、本来それだけの駐車場が必要かについて審議した上で、県に進達したいと思います。そこまでの必要性かどうかというところを議論いただきたいと思います。

議長

はい。追加説明をお聞きいただいて、いかがでしょうか。(農転により)農業委員会から外れてしまったら、どのような利用をされているのか、県から追跡調査を要求されるので、今後このような件につきましては、しっかりと吟味して進達しないといけません。先日の小委員会への呼出しにおいて、今局長が説明したようなことも申請者に申入れをしておるところですが、その上で採択したいと思われる案件ですので、検討していただけたらと思います。いかがですか。質問等ございましたら申し上げます。

ないようでございますので、いったん意思の確認をさせていただきます。第2号議案2番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－ 10名挙手－

議長

10名の賛成がございました。

委員

場所柄難しいですね。東側は市街化区域で、西側は市街化調整区域。周りには家が建っているし、いずれは市街化が進んでいくと感じざるを得ないわけです。局長から縷々説明していただいたけれど、場所が場所ですからね。

議長

**委員からお話がありましたように、現地調査をさせてもらったところ、農地区分は第2種農地ですが、第3種農地でもいいくらいの所なんです。当該法人の会長においでいただいて、たくさん田んぼをお持ちだから、田んぼで買ったらどうですかと言ったんですが、田で買っても原価計算をしたら合わないのでも田では買えないと言われていました。だから駐車場として買われるようです。

委員

賛成者は公開されるんですか。

事務局

県には言いません。意見書を添えます。

委員

過半数だと許可相当として進達するのですが、分からないけど賛成に挙手している委員が多いわけです。現地のことでも分からないでしょう。説明の中で3,000㎡というのが大きいのは分かるが、駐車場というのは普通、一面に（駐車スペースを）広げて収益を上げるものですが、委員のみなさんは設計図面を知らない。分からないまま挙手している人が多いのではないかな。ただ、これを否決したところで、言い方は悪いけど、売買できなかつたら、草ぼうぼうで放置されても困るし、それならむしろ管理してもらった方が良くという判断ができます。

事務局

今年の4月から、県が何らかの形で追跡調査をしていくと言っています。また賃貸駐車場の事例が少なく、必要性を確認されますので、進達後も許可までの過程でいろんな補正を指示されることが想定される案件です。

委員

県にも意思表示をしておいてほしいという思いです。

議長

この案件については、今、**委員からも疑問の声がございました。採択して、責任逃れの考えで進達してはいけないと思うので、しっかり見ていかないといけません。現地調査したこの場所は、市街化区域に近く第3種農地に認めても良いくらいの場所です。教会の祭礼時に使用したいということで、とても熱心な教会さんで、駐車場が足りていない認識はもっていますし、大丈夫じゃないかなと思われまます。申請手続きもしっかり踏んでおられますし。

それでは改めまして採択させていただきます。賛成の方、挙手願います。

—全員挙手—

委員

水利組合や隣地の同意はもらっておられるが、地元自治会からの協力依頼を受けているというのは事実ですか。当該法人が言っているだけではないんですか。自治会からの要請があるわけですか。

議長

自治会長からの同意があるということは、自治会の賛成があるということで間違いありません。

委員

こんなの、駐車場で残しておかれるはずがない。悪いように考えれば、いずれ、分譲を建てるまでの抜け道のように感じます。

議長

それでは追跡しましょう。

では、全員の賛成によって許可相当として県に進達したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは続いて3番を、安田副会長から、現地調査の結果説明をお願いします。

安田副会長

3番は、四条町***の田、1,044㎡外2筆は、市立今井小学校から南西約500mに位置しており、四条町の株式会社**が、磯城郡田原本町の** **氏及び**町の** **氏から売買により所有権移転し、近隣に事業所を所有する譲受人が、従業員用の青空駐車場として転用するため申請されたものです。

申請地は遊休農地であり、隣地及び水利組合の同意が得られておらず、周辺農地への影響の有無の確認がとれておりません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

地区担当農業委員の森川委員さんご説明願います。

森川委員

ただ今、安田副会長からの報告のとおりだと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

これも、先程の案件と同様、事務局長から追加説明をお願いします。

事務局長

当該地は、長年耕作がされておらず遊休農地でした。元の所有者は高齢で施設に入っておられて、所有者である譲渡人の息子さんが農地を管理することになったんですけれども、農業に携わっていないので、親の代で農地をなんとかしたい、最後の農地だということで、少し前に農業委員会に嘆願されていた経緯があります。嘆願と農転とはまた別と考えないといけないのですが、管理を長らく怠っていたということで、近隣同意や水利組合の同意がない状況で申請が上がってきました。場所は、当該法人が駐車場として計画していますが、会社からは少し離れていることと、事業拡大して駐車場を持つための必要性を確認したいところでした。転用の過程では、以前に設けた駐車場から里道水路を跨いでこの駐車場に行くのですけれども、法定外公共物等の使用

許可を取ろうと思ったら、水利組合の同意も必要になります。それを取れる見込みはないということです。小委員会の審査には、会社の方に来てもらいたかったのですが、不動産屋さんと設計士さんが来られたので、会社の真意を聞けていないというのも、一つ気になる点です。

議長

この案件につきましては、当該法人からは3回目の駐車場の申請で、1番目の駐車場はご利用されています。2番目の駐車場は、まだ利用されていませんけれど、車を止められるように造成はされております。3番目が今回の案件ですが、駐車場として必要な場所かなど。従業員の駐車場としてまずいんじゃないかなという思いを持っておりまして、本当に必要なのかという気がしています。そういう意味で、担当農業委員の森川さんにも、現地調査を一緒にしてもらった方が良かったかなと思います。今後、事務局、こういうことにつきましては、地区担当農業委員さんにも総会で説明をしていただいているわけなので、現地調査する時には同行願いたいと思います。

委員

昨年の8月に農地パトロールに行った場所で、樫原高田バイパスの側道から高取川沿いの堤の辺りを北へ入っていく所です。青空駐車場にしようとしても、どこから進入路を作られるのかという疑問があります。

議長

進入路については、私も質問しました。2番目にできた駐車場から、用水路に橋をかけて入る設計になっています。

委員

荒れている所の少し手前の整地された所から入るんですね

議長

同意書をいただいているのは、隣の農地が、何十年も草退治で迷惑をかけられているから、同意がいただけなかったということだったんです。これはもう、同意がもらえないのは当然だと判断させてもらっています。先ほど嘆願書の話も出ましたけれど、申請はやむを得ないと思っている案件です。したがって、これも先ほどと同様、県へ進達したいと思っているんですが、採決させていただきたいと思います。

委員

ちょっとその前に。

議長

はい

委員

これ、同意書がない状態で賛成で通してしまった場合に、事務局として対外的に説明できますか。

事務局

正直厳しいところはあるんですけども、同意書がないことで、周辺農業上の支障の有無が判断できません。所有者が嘆願書をもって来られた時に、せめて水利組合の方にもう一回相談して、管理方法を説明してでも同意をもらう努力をするよう伝えていたんですけど、同意をいただけていません。小委員会の審査では、県に説明する上でも、会社の意向として駐車場の必要性を聞きかかったんですけども、そこがありません。

委員

事後に、会社へ連絡してないんですか。

事務局

仲介の不動産屋さんが申請に関する委託を受けていますので。

委員

個人的には、駐車場の形態でも更地状態にして維持してもらえたら、周辺の農地の人も助かると思うんです。

委員

私もそう思います。現況が良くなれば。今の所有者もお年を召しておられるから、この方に任せるよりも当該法人が綺麗にしてくれるなら任せればいいじゃないかと思います。

委員

今よりも改善された形状になると思います。茅（カヤ）が生い茂って何年も放置状態なので、近隣農地の人たちも、更地になって雑草がなくなるだけでもホッとされるかなという思いはあり

ます。でも、同意を拒否される辺りの真意が図れませんね。

議長

それは、荒らした状態で今まで迷惑をかけられたから、あの田の持ち主には同意できないということでしょう。

委員

結果は楽になると思いますよ。

議長

それでは採決します。色々意見が出ましたし、事務局の説明もありました。賛成の方、挙手願います。

— 10名挙手—

議長

賛成10名であります。出席委員の過半数を上回っていますので、第2号議案 3番は許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長

日程第4第3号議案、農地地目変換承認申請に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地地目変換承認申請に関する件は1議案3件です。

1番から3番まで全て、田から畑に変換し、椰子を栽培したいと申請されたものです。事務局からは以上です。

議長

第3号議案は、小委員会にかかっています。

なお、申請内容は全て同様の案件ですので、1番から3番を一括で蘆村副会長から、現地調査の結果説明をお願いします。

蘆村副会長

1番は、田中町***の田、234㎡外3筆、合計面積897㎡、2番は、田中町***の田、919㎡外1筆、合計1,867㎡、3番は、田中町***の田、965㎡外1筆、合計2,568㎡で、いずれも、私立ともえ学園から北約300mに位置しており、**町の** **氏が畑に変換し、椰子を栽培したいと申請されたもので、適当であると思われしますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

地区担当農業委員の石井委員さんご説明願います。

石井委員

ただ今、蘆村副会長からの報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしく願います。

議長

以上で第3号議案の1番から3番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地区担当委員さんの説明について、質問・意見等がございましたら、願います。

委員

椰子って、何にするんですか。

委員

椰子の実を販売されるのですか。

議長

今さらになります。今に始まったことではありません。**副会長から審査の時に質問があったんですが、椰子の木が、どこから送られて、どうやって移送されますかと。畑で椰子を栽培しても営農には結びつかないので。そうすると、鹿児島から送ってきているらしいのですが、どのように送られてきているのかは、その担当者任せなので、審査に来られた方はご存知ではありませんでした。

委員

大きな椰子が、一度にいっぱい植わっているんです。保育園の近くにあんな大きなものがあると、見通しも悪くなって可哀想だと思います。

議長

意見としては聞きますけれども、よし悪しの判断はできないかと思います。10m程もある椰子の木なので、一本当たりの値段を聞きましたが分かりませんでした。

今に始まった話ではありません。最初は太陽光パネルをずっとやられてましたが、今はもう止められています。畑として申請をあげるのであれば、もう少し畑としての利用を試みてほしいと思うのですが、申請を通していいものかどうかの判断は難しいものになってしまいます。書類上の手続きとしては、仕方がないということだと思います。

委員

売買で田を買われるとして許可してるじゃないですか。今は椰子を植えるのに田から畑へ変えるということだから、田で作る耕作物ではないし、椰子の実ができて、これをどうするかというので、地目変換しようとしておられる。今あえて畑にしようとしている理由はあるのでしょうか。

議長

****さんに聞かないと分からないことです。いろんな意見があるでしょうが、これまで通してきた経緯もありますので、採決したいと思います。

第3号議案1番から3番の農地地目変換承認申請に関する件について、承認に賛成の方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。よって、第3号議案の1番から3番は承認することに決定します。

議長

日程第5 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

報告1、農地法第4条農地転用届出に関する件の報告は2件です。

1番、大軽町***の田、78㎡は、市立畝傍東小学校から西約50mに位置しており、**町の** **氏が、重層長屋住宅用地の内の青空駐車場として転用したいと届け出られたものです。なお、隣接している農地はございません。令和6年4月30日付け受理しております。

2番、五井町***の田、563㎡は、市立大成中学校から北西約10mに位置しており、神戸市西区の** **氏が、青空資材置場として転用したいと届け出られたものです。地区担当推進委員の葉山委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。令和6年5月7日付け受理しております。事務局からは以上です。

議長

以上で報告1の1番及び2番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思っております。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

日程第6報告2、農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

報告2、農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は2件です。

1番、和田町***の田、193㎡は、市立畝傍中学校から東約500mに位置しており、**町の** **氏 外1名が、**町の** **氏から売買で譲り受け、自己住宅として転用したいと届け出られたものです。隣接している農地はございません。令和6年5月17日付け受理しております。

2番、和田町***の田、201㎡は、1番の和田町***の東隣に位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏から売買で譲り受け、自己住宅として転用したいと届け出られたものです。隣接している農地はございません。令和6年5月17日付け受理しております。

事務局からは以上です。

議長

以上で報告2の1番及び2番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思っております。いかがですか。

―意見なし―

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

その他の案件の、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件は2件です。

1番、別所町***の田、287㎡は、**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターが利用権の設定を受けるもので、使用貸借期間は令和10年4月30日までです。集積計画決定後の借受者は、桜井市の** **氏です。

2番、南山町***の田 1,618㎡ 外1筆は、**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターが利用権の設定を受けるもので、使用貸借期間は令和11年7月31日までです。集積計画決定後の借受者は、奈良市の社会福祉法人**です。事務局からは以上でございます。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思っておりますが、いかがですか。

―意見なし―

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

その他の案件の 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に関する件を議題とい

たします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に関する件は6件です。

1番、山本町***の田、717㎡は、令和4年2月19日から令和9年12月31日まで、**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介して田原本町の**氏が個人名義で使用貸借権を得ていましたが、**氏らが、令和5年9月に株式会社**を立ち上げ、当該法人が令和6年3月に認定農業者を取得したため、法人に権利移転をするもので、4番まで同様の案件でございます。5番及び6番も同様に、天理市の**氏が個人名義で得ていた使用貸借権を、法人に権利移転をするものでございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

その他の案件、相続税の納税猶予に係る適格者証明に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

相続税の納税猶予に係る適格者証明に関する件は1件です。

1番は、**町の** **氏が令和5年11月29日死亡により、子である** **氏が、新口町***の田、429㎡外3筆を相続されたことから、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の申請がありました。地区担当推進委員の脇山委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたい

いと思いますが、いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

次に、その他の案件の「令和5年度の推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「令和5年度の農業委員会の最適化活動の点検・評価」について、事務局長から説明をお願いします。

事務局長

先月ご提出いただいた、令和5年度最適化活動の点検評価書に対する農業委員会としての点検評価について、ある程度の、まとまった意見をもってまとめさせていただいたらどうかと考え、ごく簡潔にまとめた案を配付しています。遊休農地の解消のために農地の集積を言われているところですが、遊休農地の問題は、地域によって、地理的要因や耕作に適さない土地柄などが影響している場所もありますので、一概に、できているかできていないかの判断がしにくいです。今後、地域計画を作っていく過程におきまして、耕作者ごとに農地を定めていくことをもって、より一層の農地の集積について、地域の理解を得られるような活動につなげられたいということで、統一した意見を入れさせていただこうかと思い、みなさんのご承認をいただきたいです。よろしくお願いたします。

もう一点、毎年点検評価表を、事務の状況と実施状況の報告ということで、ホームページに載せています。この中で、農業委員会の実績及び点検評価として最適化活動の内容を書いています。利用集積の目標につきましては、管内の農地面積が899ha、このうち担い手、認定農業者さん等に集積できている面積が101ha、集積率は11.2%となっています。令和5年度も10haの目標を掲げたんですけれども、結果は7haの集積で、合計108ha、目標に対する達成状況は97.3%となっています。

中間管理事業の啓発等も行っていました。理解が得られた所とそうでない所で、集積を進めることができていない状況が顕著に表れています。しかし、地域計画の策定がなかなか進んでいかないこともあって、目標に至っていないので、今後への期待を含めてこのような評価にさせていただきます。

遊休農地に関しては、毎年パトロールを行った状況をみなさんも把握されているところですので、またご覧になっていただきたいと思っております。

新規参入の促進では、現状及び課題は、過去3年の新規参入の方がどれだけおられたかです。目標は、過去3年の権利移動の手続きのあった面積の平均値13haの10分の1の1.3haの農地について、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表することを掲げています。結果としては、新規参入について同意を得られて公表に至ったケースはないのですが、こういったことを目標に、最適化活動に取り組んでいるという公表をしていく予定ですので、よろしくお願いたします

議長

この件については、説明どおりでございますので、よろしくお願いたします。

以上で、本総会に提出された案件は全て議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議ありがとうございました。

これをもって、6月の農業委員会 総会を閉会いたします。